

平成25年度 第2回熊本市障がい者自立支援協議会（概要）

日時：平成25年8月23日（金）午後3時から

会場：市役所本庁舎14階大ホール

出席者：大島（真）委員、尾道委員、守田委員、崎山委員、秋成委員、田中委員、木崎委員、平田委員、大島（武）委員、安達委員、山田委員、松村（忠）委員、田之上委員、堀内委員、永井委員、田島委員、原田委員、篠原委員、岡本委員、塘林委員、多門委員、西委員、宮田委員、松村（和）委員、相藤委員、小嶋委員、中山委員

欠席者：なし

事務局	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまから平成25年度第2回熊本市障がい者自立支援協議会を開催いたします。まず、本日の委員の皆様の出欠情報をご報告いたします。本日は欠席のご連絡はいただいております。</p> <p>それでは、協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は相藤会長にお願いいたします。</p>
相藤会長	<p>皆さんこんにちは。今日も2時間という短い時間ではございますが、十分な審議が出来ますようご協力よろしくお願いたします。</p> <p><b>2 議事</b></p> <p><b>(1) 新たな取り組み等の概要紹介</b></p> <p>それでは、議事1、新たな取り組み等の概要紹介について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○障がい保健福祉課 課長 進士          企画調整班主査 吉住          地域生活支援班主査 田尻 より説明</p> <p>(概要)</p> <p>①熊本市障がい者サポーター制度&lt;資料1-1&gt;          ②平成25年度熊本市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針(案)          &lt;資料1-2&gt;          ③市民後見人養成講座事業&lt;資料1-3&gt;          ④熊本市重症心身障がい児等在宅支援検討会の設置及び重症心身障がい児・者の生活実態調査の実施について&lt;資料4&gt;          ⑤現行の相談支援事業についての課題と今後の検討事項&lt;資料1-4&gt;</p>
会長	<p>まず障がい者サポーター制度のことに关してご意見がございますでしょうか。</p>

中山委員	確認ですが、サポーターの登録は、熊本市で就労している方のような市外の住民も対象になるのでしょうか。
事務局	登録要件は市内に在住する方に限定はしておりません。
会長	次に障害者優先調達推進法への対応について質問はございますか。 市への業者登録を行っている事業所がまだ少ないため、登録をまず増やしていただくことと、庁舎内でも対応する項目自体が少ないということなので、受注可能な品目等を掘り起こしていく必要があると思います。
松村（忠）委員	品物は印刷物や文房具類というのはわかりましたけれども、近くの道路の清掃や公園の整備といった役務等は難しいのでしょうか。
事務局	当然役務も対象になりますので、役務も開拓する必要があると考えています。今まで結びついてこなかった様々な理由、問題点を何とかクリアしていきたいと考えております。
松村（忠）委員	ある施設が水源地の草刈りを行って上手くいっているという例を聞いたので、おたずねしました。
会長	ぜひそういう検討もお願いしたいと思います。それと、業務が広範囲の場合、複数の事業所が連携して実施できれば、より業務を受けやすいということも考えられますので、併せて検討をお願いします。
秋成委員	共同受注の話なんですけれども、せっかく就労部会という話し合いの場がありますので、そちらでマッチング等の話し合いも出来ないかなと思います。
会長	今ありましたように、連携して開拓をしていただきたいと思います。 次に、市民後見人養成事業について、先ほどの説明に対して何かございますでしょうか。 私から質問です。市民後見については社協に委託するということですが、プログラム等は社協が立てられるということでしょうか。
事務局	厚生労働省が基本カリキュラムを示しておりますので、それを元に行政と社協で話をして作成しております。
会長	熊本市に事務所を置いて市民後見人育成研修が開かれているのはご存知ですよね。4、5年前から研修を始められて、4年程前から熊本市でも始められています。熊本市の方だけでなく、県下の方達がそれを受けられて市民後見人となっています。それと熊本市が今度新たに始められる市民後見人養成事業の範囲やテリトリーはどのようになるのか、そして社協が実施するならば、認定はどのように行われるのでしょうか。
事務局	今家庭裁判所とも話を進めておりますが、私どもが養成した後見人が単独で裁判所から後見要請の受任することは今のところはありません。当事業が目指すところは、社協による法人後見人です。社協が法人後見をやる中で活動していただく要員を今から育てていくという考え方なのですが、資料右「市民後見

	<p>人の養成の流れ」で、26年以降は社協の地域生活支援員として従事していただくとしています。これはひとつのステップでありまして、社協が法人後見をやるに当たり、その中で活動していただく方はどなたでも良いわけではありませんので、地域生活支援員として従事していただきながら、まずは金銭管理を学んでいただくことと、後見人として十分な資質があるかを社協として見極めていくこととなります。</p> <p>先ほど市民後見人のお話に上がったのはNPOが実施しているものではないかと思いますが、家庭裁判所としては今のところNPOへ法人後見の委任は考えていないということです。</p>
会長	<p>わかりました。今のところ弁護士会と司法書士会、社会福祉士会が受任しているんですね。でもゆくゆくはそのNPOも取りたいというお話をされていたので、それがどうなるのかということも興味があったんですけども、今ここで見ますと、地域福祉権利擁護事業の地域生活支援員の活動の中で素質を見ることを、目指しておられるということなんですね。</p>
事務局	<p>友枝が申し上げたとおりですが、あくまでも26年度以降に社協の地域福祉権利擁護事業の地域生活支援員として従事することは、金銭管理のノウハウ、あるいは本当に後見人として適正かどうかの見極めも含め、そういった訓練を行う場として設定しており、本当の目指すべきところは、市民後見人は単独では動きませんので、先ほど法人後見という言葉が出ましたけれども、それを社協にやっていただくことも含め、最終的には法人後見として、市民後見人の養成を受けられた方に後見業務を行っていただくことを目指しているものでして、まずこの養成事業はファーストステップとして、そういった講習を受けていただくということです。</p>
副会長	<p>考え方はとても素晴らしいと思いますが、身上監護までこの事業で考えているということですか。この事業は軽微（日常的）な金銭管理や福祉サービスの利用援助が主だと思います。身上監護機能も欲しいところではありますが。</p>
事務局	<p>現行では専門職の方が後見人として活動されていますが、現在の活動状況を見ますと、弁護士や社会福祉士、司法書士等の専門職の方々といいますのは、それぞれ本業を持ちながら動かれますので、言い方は悪いのですが本業の合間に活動されるようなところが多いです。我々が必要としておりますのは、金銭管理ももちろんですが、一生懸命寄り添っていただける方が必要だと考えており、従いましてこの後見業務を専業でやっていただける方々を育てていくと考えていただきたいと思います。それが身上監護においては非常に重要な部分になってくるのではないかと考えております。</p>
会長	<p>地域福祉権利擁護事業自体が、熊本市、熊本県の社協は依然としてこれを使うとされているので、このように書いてあるのかと思いますが、法律では日常</p>

	<p>生活自立支援事業となっていますので、ここは変えたほうが良いかと思いません。</p> <p>それでは次に重症心身障がい児（者）の生活調査についてご説明いただきました。何かありますか。これは調査をするということ、今後どういうものが出てくるか注目するところかと思いますが。</p> <p>では皆さんが一番興味がおありのところは相談支援事業の課題と今後の検討事項についてかと思えます。何かございますでしょうか。</p>
宮田委員	<p>むつみ会の宮田です。相談支援事業所の関係で、行政で基本的に認識している課題が、3障がいを総合的に支援できる事業所が少数にとどまるということで、実態としてはそうですが、私はこのことが本当に問題なのかという意識を持っています。</p> <p>参考資料で数字が出ていますが、各事業所の利用者で一番多い障がい種別（うち障がい者）の割合をパーセンテージに直すと、例えばA事業所は知的障がい者が34名で、利用者の中で占める割合が75.6%、Bは精神障がいの方が多くて84.4%、Cは精神障がいの方が一番で88.1%というように、割合で見えます。すると実は全事業所の利用者数合計で見ると、精神障がい者が占める割合は実に57.7%です。もともと精神・発達障がいの方には、おそらく相談支援が最も重要なケア方法の入り口だと思います。それともうひとつ、やはりそれぞれの利用者の方のこだわりや、行きやすさということで考えると、一箇所に集中することが果たして悪いことなのかという、必ずしもそうではないだろうなど。</p> <p>3障がいを総合的に、全体バランスを見て適用することももちろん必要なことですが、目下の状況では、むしろご指摘があった、計画相談支援に人員・時間ともに割かれ、本来の基本相談支援が後退しかねない状況にある。ここが私は非常に問題があると思っております。</p> <p>それに対して今後の検討項目として、ここに相談支援機能の強化方策として2つ、ネットワーク化を進めることと、困難事例への対策をとっていただくということで、よく検討されて作られた方針だと思いますので、じっくり具体化させていただきたいと思えます。</p> <p>やはり障がいの場合は、ケースマネジメントが必要な方が圧倒的に多いと思います。そこに時間と資源エネルギーも費やしてこそ、成果が現れるんだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。今後の主な検討項目について、ぜひ熊本市に結果を出していただきたいと思えます。ですからパーセンテージに直して、重要度は必ずしも割合ではないと思えますので、よろしくご検討いただきたいと思えます。</p> <p>それから併せて、難しい事例で、今グループホームで触法の方を二人抱えて</p>

	<p>いまして、保護観察とずっと協議しながらやっているんですが、一人の方はやっと半年かけて心を開いてくれまして、やっと効果が見られたところです。以前の体制で言うと、福祉事務所等が本来もってケースマネジメントするべきような問題が、相談支援事業所であるからと投げ入れられたり、あるいはその他の事業所がやむなく関わりを持っている、もっと公的なところでのサポートが必要な非常に困難な事例があります。ぜひ熊本市では、そういう非常に支援の難しい事例が出てきたときに、この基幹型の相談支援センターで、事例はそんなにたくさんありませんでしょうから、じっくり取り組んでいただきたい。相談支援事業所だけではどうしても人手も足りませんし、サポートの仕組みを作っていただきたいと思います。期待しております。</p>
中山委員	<p>お尋ねします。相談支援事業所の利用者数ですけれども、障がい種別の「その他」というのはどういうことでしょうか。特に E 事業所さん、K 事業所さんでは多く数字が挙がっていますが。</p>
木崎委員	<p>障がい種別の統計を取るときには、障害手帳をお持ちの方で、身障手帳の方ならば身障でカウントをあげています。その他の方は、例えば精神の方で、精神保健福祉手帳を取得しなくてもサービスを受けられるようになっているので、手帳は持ちませんが相談がある方や、自覚がない方でそういう諸々の相談があるなど、どこにも手帳が該当しない方を、こちらでカウントをあげているということです。</p>
中山委員	<p>事業所で差があると思ってですね。専門性というか、そういうのが集まるんでしょうか。他の事業所にも同じようにあるとは思いますが、何でかなと思ったんです。</p>
事務局	<p>私もその他の部分を正確に把握しているわけではないので間違っているかもしれませんが、相談支援事業所ごとに振り分けの仕方が異なっているのだと思います。例えば今おっしゃった、いわゆる手帳を持ってなくてもみたいな方であったとしても、慢性疾患をお持ちの方であれば精神障がいでもカウントする所もあるでしょうし、厳密に手帳を持っている方だけをカウントするやり方の所もあると。そういう意味では一律に並びが取れていない気はします。</p>
中山委員	<p>出来ましたら、やはりある程度正確に把握していくということも大事ですし、25 年度から相談援助者に難病の方も入りますので、きちんと割り振りをお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。事務局で調整させていただいて、相談支援事業者が一定のルールに従って相談件数を計上できるように考えておきます。</p>
尾道委員	<p>うちは E の事業所だと思えますけれども、お子さんが非常に多く、児童発達支援事業のご利用のご希望が多いです。児童発達支援事業とは、まだ幼児で診断等がついておらず、家族の方が子育てのしにくさで困惑しているといった</p>

	<p>条件があれば利用が出来、親子で学びながら育っていく場となっています。そういう方が多いので、障がい児のその他の数字が多くなっています。</p>
会長	<p>分類の仕方によって事業所によって少し差があるんじゃないかという指摘があり、事務局で検討いただくということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p><b>(2) 各部会報告</b></p> <p>それでは、議事2、各部会報告に移ります。部会が多いので、各部会5分程度でお願いしたいと思ひます。くらし部会、子ども部会、就労部会、相談支援部会、それから精神障がい者地域移行支援部会の順でお願いしします。</p>
大島(真)委員	<p><b>【くらし部会】</b></p> <p>お疲れ様です。前回の会議では欠席させていただき、申し訳ありませんでした。今年度くらし部会の部会長を務めさせていただきます、しょうがい者生活支援センター青空の大島です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それではくらし部会のこれまでの経過と、今後の予定について説明させていただきます。まず、今年度のくらし部会は当事者交流会の企画検討が中心となっております。資料2ページ、当事者交流会の計画案を掲載しています。目的は、障がいを持つ方々の集える時間と場の提供、それと当事者の方々から生活の中での困りごとや、やりたいことなどの生の声を聞かせていただく機会とすることです。テーマは「たのしく、つながる、ひろがる」としました。主催はくらし部会ですが、協賛として地域相談支援懇話会の予算からお茶の提供等を行いたいと考えております。</p> <p>日時が確定いたしまして、11月30日の土曜日、13時30分から16時、ウェルパル大会議室を予定しております。大勢の人数になるとどうしても不安定になる当事者の方もいらっしゃると思いますので、予備室を一室借りて、対応できるようにします。</p> <p>対象者は障がい当事者の方、ただ今回に限り、交流会が初めての実施ということもあり、どの事業所とも繋がりが無い当事者の方のみの参加は難しいだろうということで、関係機関を通してのみの申し込み、また関わりのある関係機関の参加のお手伝いをいただきながら実施することになりました。定員は50名です。一応、私たちの中で大体の人数割りを考えておりまして、相談支援事業所・地域活動支援センターが関わっている当事者の方たち約20名、就労系の事業所に通われる方20名、そして他の団体等に所属される方10名と今のところ考えています。</p> <p>内容は、まずオリエンテーションで男女混合グループに分かれ自己紹介のレクレーションを行い、参加者にリラックスしていただきます。次に全体活動と</p>

	<p>して、レクリエーションをやろうということで、準備運動、じゃんけんゲームを行います。できれば、くまモンを呼んでみんなが楽しく出来るようにということで、現在担当が申請手続きを進めています。次の茶話会は、テーマを「あかるく、たのしく」とし、10グループ程に分かれて色々なテーマに沿って意見交換等を考えております。</p> <p>半日の開催ですけれども、当事者の中には途中まで参加して帰ってしまう方もいらっしゃると思うんですが、それは当事者の方の判断に任せようと考えております。</p> <p>今回ポスターとチラシを皆さんにご提示したかったのですが、間に合いませんでしたので、完成次第、自立支援協議会の委員の方々には送付させていただこうと思っております。今後の予定としましては、9月に申し込みの受付を開始し、また、当日参加可能なお手伝いいただけるスタッフ、この自立支援協議会に所属している委員の方々の事業所さんも含めてご協力をお願いしたいと思っております。10月にくらし部会全体での確認をしまして、11月の最終チェックのあと、当事者、当日スタッフと打ち合わせをしまして、交流会の実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>何せ初めてのことで、試行錯誤ではありますけれども、まずはやることに意味があると思っておりますので、成功するよう進めていきたいと思っております。</p> <p>次のグループホーム・ケアホームの情報確認ですが、これは毎年度、新規事業所に対して情報提供の依頼をしております。今年度は新規の6箇所を分担して、8月締め切りとして情報の確認をしていただいております。そして、これまでに情報を確認してきた既存のグループホーム等については、記載内容に変更等がないか、各担当の相談支援事業所、また委員の方々で当たっていただいている状況です。</p> <p>また、事例検討について、24年度の困難事例の検討を各専門分野を中心としたグループ編成で実施をする予定です。資料では8月より検討開始となっておりますが、当事者交流会の企画が若干遅れておりますので、こちらの企画等が落ちつき次第、困難事例については今後進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>協議会の皆さんが全ての部会に所属して全体を把握することは難しいので、まずは丁寧にこの部会報告をしていただいた方が良いのではないかと話もありますが、数が多いため5分以内でとお願いをしております。わからないことやお聞きしたいことがありましたら、直接お聞きいただきたいと思います。</p>
尾道委員	<p><b>【子ども部会】</b> 子ども部会の報告をさせていただきます。まず、現在夏休みで障がい児家族</p>

支援事業が展開されています。ボランティアの募集等に関しましては、障がい保健福祉課で大変ご苦勞とご協力をいただいています。そのお手数に、心より御礼申し上げます。

さて、子ども部会では、今年度はミニ研修やケース検討、その時々の方々の話、親の会の活動状況などの共有と検討を行ってまいりました。

そして、先ほどの障がい者サポーター制度に関して、子ども部会でも大変期待をしております。子ども部会では、お子さんたちが地域の中で安心して生活できるように、困ったことがあったときに手助けしてくれる場所として、コンビニやその他店舗に協力を願う活動（黄色いリボン運動）を推進しています。しかし、シンボルマークやバッジ、チラシの作成までは順調でしたが、地域への啓発や体制づくり等で困難を極めています。障がい者サポーター制度がうまく進めば、地域で生活する障がい者の方々の力になってくれるのではないかと思います。また、サポーター制度において、お子さんに対してお手伝いをお願いしたいことを子ども部会で話し合い、市へ提案させていただきたいと思っております。

子ども部会では、平成21年度に熊本市内の幼稚園・保育園を対象に障がい児保育に関するアンケートを実施し、平成22年の1月に障がい保健福祉課と保育幼稚園課、子ども発達支援センターに、中間まとめをお配りしましたが、結果に基づく提言等までには至りませんでしたので、今年度前半を使ってまとめ、終止符を打ちたいと考えております。

市内の幼稚園・保育園のうち障がい児保育をやっていない園からも、100%近くから条件さえ整えば実施しても良いと回答を得ました。そうすると、自宅近くの幼稚園・保育園で受け入れてもらうためには、どうやって条件整備をしていくかが重要です。

そのひとつは、保育園が事業を運営するための経済的な支援、障がい児保育の補助金のあり方、それから判定意見書で、手帳を持っていない障がいをお持ちの、特に発達障がいをお持ちのお子さんたちに、どうやって補助金あるいは社会保育士をつけていくのかも、ひとつの課題となってくると思います。安全確保や充実した支援のためには人材確保が不可欠ですので、そのための経済的基盤の確保が大きな問題だと考えます。

それともうひとつは、大きく2つに分ければ、現場の保育士、幼稚園教諭の方が、安心してお子さんたちの保育・教育に取り組むには、子ども達への対応や、保護者への説明の手法が必要になります。そういった研修を子ども発達支援センターや保育幼稚園課と行いたいと考えています。

それと、手帳を持っていないお子さんたちの判定意見書を、客観的で公平に、必要に応じて書けることは、大変意味を持つことだと思っております。今まで、園が親御さんたちに個別に判定意見書を取るようお願いしており、判定意見書

	<p>を取る手続きを取らない親御さんがいたり、園とトラブルが起きることもありました。そういうことがなく、必要なお子さんには判定意見書が書かれ、補助金や社会福祉士がつくことを保障するために、専門家が園を巡回し、判定意見書が必要と思われるお子さんのご家族と園とで必要度について納得がいくよう話し合いをして、検討会で決定されるというようなシステムが必要なのではないかと考えております。</p> <p>今日はきちんと全て文章にしてきておりませんが、以上申し上げたような意見を、もう少し説明と文章を整えて作りあげたいと思っておりますので、ご賛同いただければ、先に進みたいと思っております。また、このアンケート調査の結果をお知りになりたい方は尾道までご連絡をお願いいたします。以上です。</p>
原田委員	<p><b>【就労部会】</b></p> <p>皆さんお疲れ様です。部会長の甲斐が欠席のため、代わりに事務局よりご報告させていただきます。よろしく願いいたします。就労部会では「ガイド・PR 班」「研修班」「福祉計画班」の3班に分かれ、それぞれ目標を掲げて活動に取り組んでおります。</p> <p>各班の作業目標としましては、研修班のほうでは内部のスキルアップを目的としたミニ研修を毎月開催させていただいております。8月までに3回終了しております。11月までに残り3回研修会を行っていく予定になっております。</p> <p>もうひとつ、本年度は2月7日に開催予定になっておりますが、外部の方に向けての研修会を開いていこうということで、外部研修の準備も整えているようなところです。今年度、内部研修の方が発達障がいの方をテーマにしたものが多かったので、主催研修の方も発達障がいのある方の就労支援についてやっいていこうと現在検討中です。</p> <p>ガイド班では、昨年度これまでガイド集を作成してきましたが、今年度はその更新とバージョンアップということで、新規で開設された事業所の掲載と、ホームページの更新等を進めております。</p> <p>また、情報発信集「しごといく」を昨年度発刊しましたが、今年度もその第2弾を作成する予定にしております。今年度は、障がいのある方の就労支援に携わる人、主にジョブコーチ支援のことや、雇用などの拡大ということで、保育園や幼稚園などで雇用して下さっている事業所に取材に行こうということで今、取り組んでいるところでございます。</p> <p>下のほうに課題事項ということで、ガイド集や「しごといく」の発刊に当たって予算をどのように確保するかが課題として挙がっていたんですけども、昨年度熊本市さんに一応予算要求はしていただきましたが、今年度の予算が認</p>

	<p>められなかったということだったので、発刊はもう難しいかというところで、今年度はホームページに掲載するというので、今止まっているようなところ です。</p> <p>もうひとつが福祉計画班ですが、昨年度に引き続き、就労継続支援 A 型事業所・B 型事業所さんへ向けて実態の調査、アンケート調査を継続していくことになっております。今年度はさらに福祉サービスの質の向上や、商品開発の参考となる内容を新たに追加項目として加えていこうと今検討がなされているところ です。今後も各班の目標に沿って、2月の研修を目処に作業を進めていきたいと考えて おります。</p>
秋成委員	<p><b>【相談支援部会】</b></p> <p>相談支援部会から報告をさせていただきます。相談支援部会は、平成25年6月 から新たな部会として開始されました。主たるメンバーは熊本市内相談支援事業所の 相談支援専門員と、行政の方を含めて行っております。当初、業務の多忙性から2ヶ月に 1回の開催を予定していましたが、新規事業所からの要望もあり、当面毎月行う方向で 考えています。</p> <p>相談支援部会の目的は、相談支援専門員の質の向上、熊本市における相談支援体制の 強化、相談支援事業所の情報の共有、効率的な相談支援、計画相談の対応に向けた基盤 づくりとしています。</p> <p>活動のおおまかな流れは、2時間の枠を前半と後半に分け、前半では主な法律制度等 の説明や、また新しい事業所もごございますので、難解な法律の勉強等を行うことと、 計画相談について市から書式が提示されていますが、それ以外のモニタリングや担当者 会議の記録に使用する統一した書式がございませんので、各事業所統一書式の作成につ いても今後の検討課題と考えています。</p> <p>また、前半と後半の間にインフォメーションの時間を10分ほど設け、全体に対して の相談事として、例えばグループホームの空き状況の確認等、情報共有として、新た なスタッフや事業所の紹介等を行います。</p> <p>後半は区ごとを目安にグループ分けをし、困難事例の話し合いや情報の共有を行いた いと考えています。第1回目は「特別支援学校卒業生の就労継続 B 型利用に関わる取 り扱いについて」ということで市から説明等が行われた後にグループワークを行って おります。第2回目は先ほど申し上げた資料の作成とグループワークを行いました。年 間計画に関しては、これはあくまで案ですが、資料に書いてあるようにしていこうと 思います。相談支援部会からは以上です。</p>
崎山委員	<p><b>【精神障害者地域移行支援部会】</b></p> <p>相談支援センターこころの崎山です。よろしく申し上げます。資料の6、7ページは 前回、部会として承認していただく際にお示しした資料ですので、各</p>

	<p>ご確認をお願いします。8ページから参ります。</p> <p>全体検討・グループワークという二本立てで地域移行支援部会を行っております。前半で全体検討、事業の説明や制度の研修・意見交換などを行っています。これは毎年度会議をやっていますが、年度でメンバーが変わることが多く、我々は何のためにこういう事業をやって、どういう方向に持っていくのかを確認するために行っています。また、精神保健福祉改革ビジョンの中で、これから精神保健福祉が大きく変わり、新しい制度や法律等が次から次に出されていまして、そういったものの我々病院側、医療機関と、また地域では少し認識が違うことがあるため、一緒に学び、共通認識の下にやっていきたいと思いますという事を行っています。</p> <p>グループワークでは、数年間やってきた中で、地域の中で知らない、専門職も知らないことが多くあるので、きちんと普及啓発、知ってもらおう、知るようにならんと出かせようということで、病院・事業所等の専門職や、地域住民の方、当事者の方への普及啓発を実施することにしております。</p> <p>またピアサポートのほうも、きちんと地域移行支援の中で重要な役割を担っていただけるように、それをどういう活用ができるかや、知ってもらうためにはどうしたらいいかというようなことを学ぶグループワークをやっております。</p> <p>簡単ですが説明を終わります。最後に、前回中山委員から、養護老施設があるが利用がないということで意見をいただきましたので、早速部会のほうで中山さんと意見交換させていただいて、部会のほうで、やはりそういうことは重要であろうということで、近いうちに研修等をして、つながるところからつながってお試していくというような方向で動きたいと思っていますのでよろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今部会からの報告をいただきました。今これだけは聞いておきたいという事はありますか。後は疑問等があったら部会に直接問い合わせていただくということでお願いたします。</p> <p><b>(3) テーマについての協議：障がい者への就労支援について</b></p> <p>それでは、議事3、テーマについての協議に移らせていただきます。</p> <p>障がい者の就労支援について、まず就労部会の山田委員より就労継続支援 A 型事業所についての検討ということでご説明をいただきまして、その後引き続き市のほうから、熊本市の就労継続支援 A 型事業の現状についてご説明をいただきたいと思っております。それでは山田委員、お願いたします。</p>
<p>山田委員</p>	<p>○アストライ 山田委員より説明 (概要)</p>

	<p>・平成24年度アンケート調査における就労継続支援A型事業所の原状について&lt;資料3-1&gt;</p>
会長	<p>ありがとうございました。障がい者への就労支援についてというテーマの下で、就労継続支援A型事業所についてご報告をいただきました。このことについて何かありましたらお願いしたいと思います。</p>
宮田委員	<p>むつみ会の宮田です。作業所と企業の関係がやはりA型の運営にはひとつの大きな方向性を持つものですね。中身としては、仕事の受発注の関係をA型の事業所が地元の熊本の企業さんと具体的にどのように構築しておられるか。4月の始めに仕事の受発注について、A型の事業所と中小企業家同友会の事業所との意見交換会を行いました。そこで出された議論の中から出てきたのが3つ程あります。</p> <p>ひとつは、支援・協力関係について、要するに作業所と企業の間で、どういった協力ができるのかということについての共通認識が無い。企業側からしてみると、A型の事業所の存在や、どんな仕事をやっているかも見当がつかないという状況です。全体として見たときに、マーケット主体が共同受発注だから、発注する側が受発注の発想を持っていないということです。それから作業所のニーズを企業側が知らないので、発注または下請けの依頼が出来ない。具体的にはそういう問題があります。</p> <p>それからもうひとつは、雇い入れだけでなく、事業所と企業との連携を深めることの効用が実は大きいのではないかとはいっているけれども、具体的な情報を持っていない。ではそこをどう切り込んでいくかということ言えば、私たち中小企業家同友会も努力はしますが、やはり企業に対する啓発なり何なり、あるいは雇用率も上がることでありますから、そのあたりの環境づくりが必要ではないかと思います。</p> <p>それからもうひとつ、これは私の意見ですが、基本的に今の制度、A型、B型、地活の3段階を考えたときに、地活からB型、B型からA型というような、出世魚型の矢印が発想の根本にあると考えております。その発想自体は現実的には難しい部分もあるので、やはり各団体は登っていく段階ではなくて、それぞれの持ち味を生かした段階に応じた施策が本来なされるべきであるだろうと考えています。</p> <p>それから、資料3-2の2ページ、「就労継続支援A型事業の指定状況（B型指定との関係）」を見ると、熊本市は数として33のB型事業所に対して39のA型事業所があるということですね。</p> <p>それに対して、例えば埼玉県では、さいたま市が38のB型に対して9のA型というのは、もともとの地活の制度や旧法時代の制度も含めて、地活に移行しても十分な補助金体系があるんです。私が行ったところは、地活3型で、精</p>

	<p>神で、13人の人が来られていて、基本的な給付、補助金額が約600万、さいたま市独自在600万、さらに施設整備費で160万、合計1,360万の補助があります。補助金額が決定的に違うわけですから、A・B型に移る必要がないわけです。埼玉県は特に精神のところにはデイケア等もそういった事業所に委託していますので、熊本市との比較は難しいのかもしれませんが、逆に中に、A型に居座らなくてもいいような制度の整備状況があったとすればですね。</p> <p>それから岡山ですけれども、岡山市が41のB型に対して45のA型と、熊本と同じようにA型が多いんですけれども、岡山市はA型事業所の協議会にコーディネーターがいて、この方が非常に頑張る人で、農業活動で、例えば水耕栽培など、非常に高度なものをやっています。だから熊本のA型とはちょっと比較できないんですね。だからそういうふう、A型を十分に展開できるようなうまみと言いますか、仕事開発の状況がA型の協議会の中で、皆さん方で共有されて。</p>
会長	<p>宮田委員、いいですか。熊本市からも追加の説明がございますので、その分が今言われているような所だと思いますので、よろしいでしょうか。すみません。では事務局からも説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○障害保健福祉課 自立支援班主査 濱洲より説明 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市の就労継続支援A型事業所の現状について&lt;資料3-2&gt;</li> </ul>
会長	<p>ありがとうございます。山田委員と市の障がい保健福祉課からの報告でした。A型のところでは意見が分かれるようなところもあるかと思います。先ほど宮田委員からご意見をいただきましたけれども、もうすでに時間が参っておりますので、何かこれだけは聞いておきたいとか言っておきたいということがありましたらお願いします。</p> <p>私からご提案というか、皆さんへのお願いですが、就労の現状を今報告いただいて、これをどう解決策に結び付けていくかというのは、ここで結果がすぐ出るとは考えられないですね。良ければ就労部会で議論を進めて、今年度中に何らかの結果が出せるような形で持って行っていただいて、次回もう一回就労の現状と、問題点等について就労部会から経過報告をいただいて、よければ今年度最後の協議会でこのテーマの総括を行っていただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
松村(忠)委員	<p>一つだけいいですか。資料3-1の29ページに一般就労への移行実績が出ていて、これをカウントしていくと全部で36名の方が一般就労に移行したという状況になるのではないかと思いますけども、熊本市の福祉計画では、福祉施設から一般就労への移行は、来年までの目標は30名になっておりますの</p>

	<p>で、こんなに急に、簡単にクリアできるのかなと思ったんですが。現実的には先ほど熊本市から説明いただいた所では、雇用率が達成できてないところがまだたくさんあるわけで、福祉関係での就労も大事なんですけども、今年の4月1日に雇用促進法が改正され、差別解消法の施行が3年後、知的障がい者の雇用率がカウントされるようになって15年です。それから精神障がい者の雇用率がカウントされるようになったのは平成18年からですが、民間企業の方ではかなり雇用率を達成してきているというふうに思いますけれども、行政や教育委員会など現況はいかがなものかなと、行政の方の今後の見通しあたりがありましたら、ぜひ実現していただければ、ありがたいなと思うんですけども。</p>
事務局	<p>すみません、確認ですが、知的障がい者あるいは精神障がい者について、もうちょっと行政での雇用を拡げるようにということでしょうか。</p>
松村（忠） 委員	<p>合理的配分の範囲内で、できるものはないのかどうかですね。</p>
事務局	<p>身体障がいのある方については、普通一般の方と同様、試験と面接を受けていただいて採用決定しますが、採用の特別枠を設けてあります。知的障がいの方あるいは精神障がいのある方については、正職員という部分で見れば、一般の方の試験は受けていただけますが、枠を設けた採用はしていません。</p> <p>一方で、障がい保健福祉課では嘱託職員として、知的障がいのある方、それから精神障がいのある方を対象に雇用枠を設けています。1年間の雇用契約ですが、希望に応じて1回の更新が出来、合わせて2年間まで雇用が出来ます。しかし雇用目的としては、一般就労、いわゆる次のステップに向けての途中段階での訓練ということを兼ねているので、そういった意味合いから言っても正職員としての雇用ではありません。</p> <p>一般企業はどのような形で知的障がいのある方、あるいは、精神障がいのある方を雇っているかというのは明らかではないところもありますし、特例子会社みたいな話もありますから、なかなか行政で一概に同じ形で考えることは出来ないとは思いますが、熊本市の人事については障がい保健福祉課とは違う部署が担当しておりますので、他の企業等の様子も見なければなりませんし、先ほどおっしゃっていた差別解消法というところですね、差別解消法自体は行政機関、民間企業に対しても求める部分があり、熊本県の条例の話とほぼ同様であったと思いますけれども、一方で障がい者雇用促進法も、障がい者権利条約の批准に向けて、その雇用面での改正をしていたと思います。それらも見ながらということになりますが、正職員としての雇用ということになると、色々なハードルがあるかと思っております。</p>
松村（忠） 委員	<p>はい、そのハードルは決して低くはないだろうと思っております。すぐ解決しないとは思っていましたが、知的障がいの方の雇用率がカウントされるよ</p>

	うになって15年経っても、なかなか地方自治団体の中での雇用というのは進んでいませんし、今熊本大学で15人ぐらい雇用してもらっていますね。清掃関係で。ああいう工夫なんかもあってもいいのかなという感じがしたものですから、前向きに研究いただければありがたいと思います。すみません、以上です。
会長	はい、ありがとうございました。前から言われていることですがけれども、やはりそこその問題点もあるかと思えます。自閉症の明石徹之君が、(川崎)市役所に採用されていますよね。あれは、自閉症という障がいの特性から清掃業等の部署に配置されているということで、そういうマッチングがやはり問題で、その就労の訓練をするのがA型やB型の役割になるのかなと私は思うんですけれども。だからさっき宮田委員がおっしゃったように、段階的に登っていくということではないかもしれませんが、私が思うにはやはり、福祉的就労というところで支援をしている福祉職員は最大限に100%支援を行っていて、その自負もあります。でもそれが利用者達が一步を踏み出せるような支援であるかという、事業所で働きながらの最大限の幸せを得るための支援をしていたんじゃないかと私自身も振り返ることがあるんですね。ですからやはりある意味はステップを上がっていく役割のA型やB型から一般企業につながるルートを社会の中で作っていく必要があるのかなと思っております。いろんなところで考えていただきたいと思えます。
副会長	官民一致で作っていただきましたので、契約社員という方もですね、2年とか1年とかの雇用期間の後の問題というのは非常にその方にとって大きなことになります。その間に、例えば一般就労に繋げる等、出来た方向もあろうかと思えますので、そういったことも含めて、就労部会あるいは田島さんにもその辺を検討していただいでですね、ぜひまた次回いいニュースが聞かれますのを楽しみにしていますのでよろしくお願いします。
会長	先ほども言いましたように、解決策とか役割分担を含めて就労部会で整理していただいて、次回、または次々回にご報告をいただいて、皆さんで共有するという形に持っていきたいと思えます。それではもう一つ、次回テーマの検討ということで、事務局のほうから何か提案があるということですのでよろしくお願いします。
事務局	相談支援事業の案件でございますけれども、今日は課題等につきまして報告をさせていただきます、皆様方の貴重なご意見をいただけたものと思っております。ただ、今日は課題等の紹介のみで終わっておりますので、出来ましたらもう少しご意見いただきたいと思っております。私どものほうから次回、もう少し具体的な考えをお示しさせていただきます、ご意見をいただきたいということで、次回は「相談支援事業の重点化と相談支援事業の強化方策について」

	をテーマとして取り扱い、きちんとご意見をいただきたいと思っております。
会長	<p>よろしいでしょうか。では次のテーマということで、相談支援事業について挙げさせていただきたいと思っております。本当に申し訳ありません、時間が押しておりますので、本来なら皆さんの意見を聞きたいところですが、また次回のほうに回していただけると大変ありがたいと思っております。以上で本日のすべての議事を終了させていただきます。では進行は事務局のほうにお返しいたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>相藤会長ありがとうございました。それでは次回、平成25年度第3回の、熊本市障がい者自立支援協議会の開催に当たりまして、先にご案内しました予定では、11月15日金曜日の15時から、こちら市庁舎14階大ホールにて開催としておりましたが、会長、部会長及び事務局の都合によりまして、午後からの開催が難しくなりましたので、同じ11月15日金曜日の、時間は変わります午前10時から、会場をウェルパルクまもと1階大会議室に代えまして開催したいと考えております。委員の皆様には急なご案内で大変申し訳ありません。ご参考までに今日時点で、11月15日金曜日の午前10時からの開催ではどうしても都合がつかれない方がどれくらいいらっしゃいますでしょうか。挙手でお知らせください。</p> <p>ありがとうございます。この時間都合がつかない方もいらっしゃいますけれども、誠に申し訳ありませんが、第3回の熊本市障がい者自立支援協議会の開催を11月15日金曜日の午前10時から、ウェルパルクまもと1階大会議室にて開催といたしますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません。</p> <p>これをもちまして平成25年度第2回熊本市障がい者自立支援協議会を終了いたします。長時間にわたりご審議ありがとうございました。</p>